

2. 津久井町青根地区における山林管理の現状と課題

池田寛二・大倉季久¹⁾

Present Condition and Tasks for the Future on Forest Management in Aone, Tsukui Town

Kanji Ikeda & Suehisa Ohkura

要 約

北丹沢に位置する津久井町青根地区における山林の経営と管理には長くかつ曲折に富む歴史的背景があり、それが今日の山林の所有と管理の複雑さにも反映している。実際、青根地区の山林は所有・管理形態から見ると財産区有林、部落有林、記名共有林、私有林が複雑に混在している。しかし、いずれの場合も、現在急激に進行している過疎化・高齢化を主たる要因として、住民の管理能力が失われ、未曾有の山林荒廃に直面している。ここでは、私有林の所有者に対する意識調査の結果に主に依拠しながら、青根地区の山林管理の現状と将来に向けての課題を明らかにしたい。

(1) はじめに

青根地区の将来構想を描くうえで、山林の活用が重要な柱であることは間違いない。青根の人々にとって山林は、かつての製炭の隆盛から、その後の針葉樹林への植え替えまで、いかなるときも自らが山林の維持管理のあり方を決定し、さまざまな活用方法を構想してきた、まさに地域資源である。しかしながら、ここで明らかにしていくように、木材価格の低迷が続くなか、青根地区でも維持管理が不十分な山林が拡大しつつあり、今後の山林の活用方法を検討するにあたっては森林政策の拡充が不可欠である。また環境問題に対する社会的な関心が高まっている今日、森林行政としても山林の荒廃が進む現状をそのまま放置しておくことはできない。

では、山林所有者はいかなる政策措置を必要としているのだろうか。本稿では、伝統的な林業地の山林利用のあり方との比較も組み込みながら、今回の調査から得られたデータをもとに、青根の人々が現在、山林の維持管理や今後の活用法についてどのように考え、いかに行動しようとしているのかを明らかにし、今後の地域資源管理のあり方について検討し、最後にそれらを提言としてまとめた。

(2) 調査の概要と結果

A. 調査の概要

私たちは、青根地区の社会・経済および生活の全体像を極力リアルに把握するために、下記の5つの大項目を立て、全世帯への戸別訪問による聞き取り調査を実施した。調査は2005年10月初旬から12月初旬までのほぼ2ヶ月間にわたって行った。調査員は法政大学社会学部の学生10名が、5つの集落を各2名ずつに分かれて担当した。調査開始直前の2006年7月時点における青根地区の総世帯数は226戸であったが、私たちの調査にはそのうち139戸の住民の方々にご協力いただくことができた。それは、総世帯数の61.5%に相当する。およそ2ヶ月という短い期間にもかかわらず、しかも調査に応じていただくことが特に難しい戸別訪問による聞き取りという調査方法を採用したにもかかわらず、このような多くの住民の皆様にご協力いただけたことは、大変に有り難いことであった。なお、私たちが調査を実施している2ヶ月ほどの間にも、一人住まい

のお年寄りが亡くなられた。226戸は225戸に減ったのである。因みに、2005年2月現在の青根地区の総世帯数は232戸となっていた。山村の過疎化とは、このように目に見えて進んでいるのである。

調査は、下記の5つの大項目について共通の質問を用意し、それにもとづいて調査員がインタビューするという手法で実施した。大項目は、

1. 山林を中心とする周囲の自然環境とのかかわり。
2. 職業、消費生活、子供の教育など主として私生活の現状。
3. 地域社会における活動。過疎化、高齢化、道路、水道などの生活基盤、温泉などの観光事業など地域で起こっていることに対する受けとめ方や意見。
4. 神奈川県や津久井町およびこれから合併する相模原市の施策に対する意見。
5. 青根地区の将来像。

調査の結果は、『首都圏山村社会の現状と課題 (1) - 神奈川県津久井町青根地区住民意識調査報告書』(池田・大倉編, 2006)としてまとめられている。以下では、このうち1.について、調査から得られた知見を報告する。

青根に限らず、日本全国の山村で、所有者に権利があっても管理が放棄され、山は荒廃が急速に進んでいるといわれている。青根の場合もそうなのであろうか。今回の調査では、地域住民が現在、山林といかにかかわり、そして、これからどのようなかかわり方をしようとしているのかに焦点を当てて聞き取りを行っている。所有者が自力で管理することが困難になりつつある山林にどのようなかかわり方が可能なかを明らかにすることが、青根の地域環境特性に根ざした地域再生の方向を見定めるうえで大きな鍵となっているからである。

B. 青根地区の山林所有者の割合

私たちの調査に協力してくださった139戸のうち、個人として山林を所有していると答えたのは86戸(全調査戸数の62%)であった。まずは、この数字がどれほど青根地区の山林個人所有の実態を反映しているか考察しておかねばなるまい。実は、農地の所有実態とちがって、山林の所有実態を正確に把握するには特有の困難がともなう。おそらく、登記書類とか固定資産税の課税台帳などを閲覧で

1) 法政大学

きればかなり正確に把握できるであろうが、ただでさえ個人情報保護のための法的規制がきびしくなっている昨今では不可能に近い。農林業センサスなどの公式統計でどこまで把握できるかという点、正確さはともかくとして、せいぜい1ヘクタール以上の山林所有者の数とか所有面積がつかめる程度である。言うまでもなく、そこから直接所有者個人を特定することなどできない。さらに問題なのは、統計データの限界と言ってしまうとそれまでだが、農林業センサスにおける林家調査では、保有山林面積が1ヘクタール以上の林家しかカウントされていない。つまり、それ以下の零細規模の山林所有者は統計上除外されているのである。しかし、実際には全国どこの山村にも、1ヘクタール未満しか所有していない山林所有者は無数に存在する（後に述べるように、青根の場合も例外ではない）。さらには、山林所有者だからと言って林業経営を実際に行っているとは限らないから、森林組合の組合員がすべて山林所有者だということにはならない。その上に、地元に住まない所有者も少なくないという厄介な事情も絡んでくる。

このような複雑な問題ゆえに、私たちは、二つの観点から調査戸数の62%（86戸）という数値が山林所有戸数の実態をどれほど正確に反映しているか推測するほかなかった。ひとつは、山林に造詣の深い地元の関係者からの聞き取りから得られた情報である。ほとんどの方が、「大体三分の二くらいじゃないだろうか」と言われた。60%から70%の間ぐらいと受けとめた。もう一つの手懸りは、昭和35（1960）年に行われた青根地区の調査報告書（林業金融調査会編、1960）によって与えられた。それは、林業金融調査会が全国の山村で実施した調査の報告書で、『林業金融基礎調査報告（68）—薪炭編第8号—（神奈川県津久井郡津久井町青根）』と題されている。それによると、昭和34年の青根地区の総戸数は244戸とあり（同書、6頁）、調査時点での山林所有者数は162戸とある（同書、57頁のデータにもとづいて集計）。したがって、総戸数の66.4%が山林所有者だということになる。その後45年間に特別に大規模な開発が行われたわけではない青根地区では、山林の所有関係が急激に変動したとは考えにくく、「先祖代々」所有しているとか「50年以内（30年以上）」は所有していると回答した世帯が86戸中53戸（約62%）に達していることから見ても、62%という数値は、現在の所有者率をほぼ反映していると考えてよいと思われる。

（池田寛二）

（3）青根地区の山林所有者像

青根地区における山林管理の現状を明らかにしていく前に、まずは本節と次節で、青根地区における山林所有の実態とその歴史的経緯について、やや詳しく振り返っておきたい。

青根地区の山林のうち、奥山の大部分を占めているのが財産区有林であり、里山ほど個人所有林が多くなっている。また、いずれにおいても部落有林や記名共有林がいくつか存在している。

したがって、地区内には財産区有林、部落有林、私有林それぞれの権利者となっている世帯も少なくない。青根の人々は、このように複雑な権利関係を山林に形づくりながら、その維持管理にかかわってきたのである。このような山林所有が成立した歴史的過程については次節で述べる

が、維持管理にかかわってきたといっても、施業の方針について地区として何らかの取り決めや指針が存在するわけではなく、各々がばらばらに管理について決定し、対処しているというのが現状のようである。つまり、所有についてだけでなく、管理についても、複雑で、一枚岩ではない点がむしろ特徴的だと思われるが、このことの歴史的背景や林業政策の展開とのかかわりについては後に述べることにして、まずここでは山林所有の実態について確認したい。

A. 共有林

財産区有林の面積は、1,800ヘクタールを超える。財産区を管理している正式の団体名は現在、「臨時青根林野管理委員会」となっている。財産区有林はそのほとんどがこの「臨時青根林野管理委員会」の直営林だが、1955年の青根村の津久井町への合併以後は水源林造林地として一部を部落の管理に委ねている。それが、後述する現在の「部落有林」の一部にあたる。さらに、個人に貸し付けられている部分もある。また、この財産区有林のうち、約260町歩は、大手製紙会社とのあいだで50年間の分収契約が結ばれていたが、この契約が2001年の12月に切れ、現在は神奈川県が中心になって整備中とのことである。ただ、少なくとも今日の財産区の状況は、木材価格が上昇を続けていた時期と比べ、出役の機会も減少し、実際に財産区有林に立ち入る人もごく限られているようで、その分、「（管理委員会の）役員ではないので山のことはよくわからない」とか、「管理が行き届いているかどうかかわからない」と答える人も多くなっている。

一方、部落有林は、すべての地区を合わせても100ヘクタールに満たないものと思われる。それぞれ「〇〇人組」という形で呼ばれるケースもあり、実際には、各集落の下位の組織にあたる組単位に近い規模で組織される記名共有林も存在しているようである。維持管理の形態や用途もそれぞれ少しずつ異なっていて、かつて簡易水道設置にあたって、部落有林の木材を販売した収益の一部を各戸への助成に充てたという集落がある一方で、名義上は共有でも、実際には分割し、事実上、各戸が管理主体となっている集落もあるようである。また、音久和集落のように、1970年代に「生産森林組合」を独自に組織した集落も存在する。ただし、この部落有林や記名共有林は、上述のように、水源造林地の管理を各部落と分収契約を結んで各部落にまかせたというような例に見られるように、土地の貸借によって成立しているものもあって、所有関係が複雑で、その全体像を今回の調査から把握することはできなかった。

B. 個人有林

個人有林の所有者像を知るためには、まずはそれぞれの山林の取得時期を見ることが、有益だと思われる（表1）。

青根の山林所有者は、おおむね、「代々」山林を継承してきた所有者と、「戦後」山林を取得した所有者に分かれる。

今回の調査で、「山林を持っている」と答えた86戸を面積別に見てみると、所有面積は、0.1ヘクタールに満たないきわめて零細な所有者から、およそ30ヘクタールを所有する比較的規模の大きい山林所有者まで多様であるが、86戸のうち、実に21戸は、所有面積が1ヘクタールに満たない山林所有者であり、さらにそのうち14戸が0.3ヘクタールに満たない、いわば「坪地主」ともいえるような存在である。

表 1. 山林取得の時期

	～0.3ha未満	～1.0ha未満	～3.0ha未満	～10ha未満	10ha以上	不明、無回答	計
代々	7	2	9	12	6	10	46
50年以内	2	1	2	2	0	0	7
30年以内	3	2	0	1	1	2	9
不明、無回答	2	2	8	3	1	8	24
計	14	7	19	18	8	20	86

表 2. 境界の把握状況

	～0.3ha未満	～1.0ha未満	～3.0ha未満	～10ha未満	10ha以上	不明、無回答	計
はっきりしている	11	5	9	11	5	13	54
はっきりしない箇所あり	1	1	6	3	1	1	13
はっきりしていない	2	0	0	3	2	2	9
不明、無回答	0	1	4	1	0	4	10
計	14	7	19	18	8	20	86

そして、このうち「戦後」山林を取得した所有者は、おおむねこうした小面積の山林所有者に集中している。しかも彼らの多くは、山林を取得したというよりはむしろ、畑地に苗を植え、木を育ててきた、つまり、山林を自ら作り出した山主たちである。したがってこうした層では人工林面積の割合もおおのずと高くなっている。そして注目に値するのは、こうした所有面積が小さい所有者ほど、また境界もしっかり把握できている点である（表 2）。

土地の境界が明確になっていなければ、山林の整備も、管理もできない。しかし、近年は自己の所有する山林の境界さえ曖昧になっていて、そのために管理や整備がますます困難になっていると言われている。だが、青根地区の場合、54 戸（63%）が、境界が「はっきりしている」と回答している。とくに、1ヘクタール未満の場合は、21 戸中 16 戸（76%）が「はっきりしている」と答えていて、他の層よりもかなり高い比率に達している。

以上ように青根の山林は、複数の管理主体、管理形態が非常に複雑に入り組んでいるが、これに加えて青根には、第二次大戦中の「分村」で、満州へ開拓団として送り出され、その際、所有する山林を手放して村を離れ、戦後帰還を果たしたものの、一度手放した山林を再び取り戻すことなく暮らしているかつての所有者もいて、山林を所有していない人々のなかにも山林に対して複雑な感情を抱いている人がいることもうかがわれた。

なお、青根に山林を所有する人のなかには、地区外に居住する、いわゆる「不在地主」も相当数含まれていることが予想される。今回の調査では、先に挙げたような調査方法にかかわる事情もあり、そうした山林所有者の実態まで把握することはできなかったが、1960 年の『林業金融基礎調査報告』（田村編、1960）では、こうした「不在地主」が所有する山林の面積は 160 町程度という報告がある。

以上、所有という点から青根の山林の実態を見てみると、青根地区の山林所有者は、おおむね零細で、ほかに本業を持ちながら山林を維持管理してきた個人所有者であり、同時に奥山に広がる広大な財産区や部落有林の権利者であるという、まさに日本の山村集落における典型的な山林所有者であることがわかる。その意味で、今日の青根の山

林所有者たちが直面しているさまざまな困難は、今現在、日本の山林が直面する問題の縮図だといえるのではないだろうか。現代日本の山林問題は、こうした首都圏の山林所有者をも巻き込みながら進行しているのである。（大倉季久）

(4) 青根村山林争論史

では、このような複雑な所有形態はいかにして形成されたのか。その歴史的過程をここで振り返っておこう。

青根の山林の歴史は、紛争史と言い換えることもできるほど数多くの紛争を経験してきた。そうした歴史が少なからず今日の地区内の山林所有のあり方を規定している。そこで以下ではとくに、青根が政治的な独立を果たした江戸時代以降の山林にかかわる争論を中心に振り返りながら、前節で明らかにしたような複雑な所有、管理主体が形成されてきた歴史的事情について明らかにしておきたい。なお、本節の記述の多くは木村編（1958）、および田村編（1960）に拠っている。

A. 山林争論史

青根の山林をめぐる争論は、1616 年に、それまで牧野村（現藤野町）の一部だった青根村が、牧野からの分村を執行したことがそもそもの発端となっている。分村に至った詳細な経緯については木村編（1958）で述べられているので、ここでは詳述しないが、分村を皮切りにして青根は、それまでひとつの村落として把握されていた村内にいくつかの独立した集落を形成（分切り）していくと同時に、山林においてもそれぞれの集落の山（内山）を確保し、さらに他村からの山への入り込みに対して自ら山手（所有山林から薪・稜（まぐさ）などを採取する代償として課せられた税）を独自に徴収するなど、さまざまな慣行を整え、独立した村落として既成事実を積み重ねていった。しかしこのことは、青根を自らの村の奥山としてしか捉えていなかった牧野村にとっては簡単に容認できるのではなく、牧野村はあくまで「枝郷」であった青根の独立を認めず、青根の山を牧野村の奥山（＝仕立てられた内山）だと主張し続けた。以後、明治の初めまで幾度となく繰り返された青根の山林をめぐる

争論は、この青根の政治的な独立をめぐる、牧野村との争いに端を発するものであり、青根の隣りの青野原村も巻き込みながら展開していくことになった。ここでは、そうした山林をめぐる争論のなかでも、後の森林運営に大きな影響を与えたと思われる歴史的な3つの出来事について振り返っておこう。

a. 入山の許可をめぐる

独立を果たし、独自に内山を設定した青根村が、他村からの山への入り込みに対して自ら山手を徴収して、入山を許可するようになったことはすでに述べたが、そうした他村からの入山から税を徴収して、村の財政基盤を確立していく一方で、牧野村からの山への入り込みについては、一切拒み続けるという事態が続いていた。それがやがて1648年の争論へと発展していく。このことをめぐって毎年のように争論が発生するが、しかしこれについては容易に決着がつかず、最初の争論が発生してから65年以上が経過した1714年になってようやく一定の取り決めが成立し、牧野村からの入山が認められるようになったようである。

b. 山手の分配をめぐる

入山が認められた牧野村は、今度は山手金や筏流しをめぐる運上金を青根とのあいだで均等に分割し、配分することを要求するようになる。1716年に発生したこの争論は、山手金や運上金を「青根六村、牧野村南組六村の家数に応じて分割する」という内容で一度は収拾が図られたものの、以後も毎年のように争論が繰り返された。

以上が江戸時代の山林をめぐる争論であるが、明治に入っても、形を変えて争論は継続していく。

c. 牧野村の地権の主張と村有林の成立

明治に入って、地租改正の際、青根村は、青根の山のうち里に近い部分について青根村民の私有地として地券の交付を申請した。しかし牧野村はこれを不服として青根村を相手取って提訴したが、1884年の東京上等裁判所の判決で、青根村民の私有地としての地券交付申請は認められ、その他の青根の山は牧野、青根両村の共有地と決定した。その結果、敗訴した牧野村は、訴訟費用437円50銭を捻出するため、青根の山のうち57町5反を青根村に譲渡し、青根村はこれを戸5反の割合で分配し、各集落は集落ごとにこれを集め、今日の「部落有林」の原型がけいせいされていったのである。その後、青根の奥山については、1888年に青根、牧野にそれまで限定的な範域にしか権利を持たなかった青野原村が加わって、三ヶ村共有として地券の申請を行っている。このとき青野原村は、225円を牧野、青根両村に支払い、翌年3月に「青根村青野原村牧野村共有稜山管理方規定」が定められ、青根の奥山は、青根村の私有林以外は3村が平等な権利を持つ共有林となり、この規定が、1920年の共有林分割が決定されるまで存続していくことになる。ちなみに、この共有林分割の際に取得したおよそ1,821町歩が今日の財産区の原型である。

今日でも青根地区の林道を奥に入っていくと、途中でゲートが設けられ、そこから先は旧牧野村所有の山林であることが明示されているが、それはこのように、青根の山林が数多くの争論を経験してきた歴史の名残であるとも考えられる。

B. 伝統的な林業地との相違点

以上のような歴史的過程を経て、今日の青根の山林所

有は成立している。これらの事実から直ちに気がつくのは、山林利用という点での青根の山林と、いわゆる伝統的な林業地との違いである。青根の場合、いわゆる育成林業、つまり植林し、造林を行い、伐採を行い、木材の販売から得た収益を再造林の費用に充てていく、という一連のサイクルを軸に据えた山林経営が形成されることがなかったのである。

山林経営は莫大な資力を必要とする。まとまった広さの山林を集積し、植林して木材が育つまで、50年以上にわたって山林を管理し、しかも伐採から搬出までの費用も負担できるだけの資力が山林経営には必要となる。伝統的な林業地は、柱や板として木材を販売して得た利益を山林への投資にまわしながら、伐採に独自の周期が形成してきた。ここでは、投資それ自体が山林の維持管理なのである。

しかしこうした林業地と呼ばれる存在は日本の山林経営のあり方としては、きわめて特殊で例外的な存在である。日本の山林の大部分は、むしろ炭や薪を販売して持続的に維持管理されてきたのであり、青根の山林も炭の売買から得られた収益が中心であった。とりわけ地区内の音久和から上青根にかけては、山に泊り込んで専業で炭焼きに従事する人も少なくなく、「明治の初年には、戸数にしておよそ7割くらいのものが多かれ少なかれ炭を焼いていた」という報告もある（林業金融調査会編、1960）。青根で焼かれた炭（主に白炭だったといわれている）は、青根を流れる神ノ川から道志川を經由して主に相模方面へと出荷されていた。このように、青根地区の山林利用の特色は、もともと村の山を全面的に造林し、木材を育成し販売するという周期を築くだけの余力がなく、自家用を除き、収益の多くが炭焼きによるものだった点にある。

そして、このような製炭を中心にした山林利用は、当然のことながら山林管理のあり方にも大きく影響していくことになる。青根の場合、第二次大戦後、林業政策が本格的に引き入れられるまでは、山林を計画的に造林し、維持管理しながら大都市に育てた木材を例えば建築用材として販売し、そこから得た収益を次の造林にまわしていくという構想を支えるだけの基盤を整えることが難しかった。針葉樹林は共有林全体の一割程度に過ぎなかったし、明治後期には、製炭量が年々増加し、明治35年から36年にかけて、木炭生産は281トンから一挙に400トン以上まで達していたものの、にもかかわらず造林面積はわずか1町歩、3,000本に過ぎなかったという報告が残されている（泉、2004）。販売の主体は20～40年というきわめて短い周期で育った広葉樹を伐採し、その後の造林もきわめて粗放なものだったと言われ、そもそも造林に必要な付加価値の高い木材を生産する資力も生産組織も欠いていた様子がかかわれる。今回の調査でも木材の売買で収益を上げた経験について尋ねているが、昭和30年代までは炭を売って利益を得ていたという回答もかなり見られた。

ただ、青根にも、造林を行おうという機運が高まった時期もあった。三ヶ村共有の入会林が分割されて青根村独自の財産として山林を獲得したとき、村有林にかかわる懸案の一切の決定を取り仕切るようになった青根村議会は、その村有林を官行造林地として早速、国に施行申請している。これは、共有林分割の際、青根村の取分のおよそ3分の2を原野が占めていたという事情や、何よりも先に述べた明治後期の濫伐による資源の枯渇に対する危機感が表れている

とも考えられるが、ともかく翌年には国とのあいだで契約が締結され、造林の準備は整った。しかし、このときの造林計画の大部分は、結局実現されることはなかった。不運にも翌大正 12 年の関東大震災によって、青根の山林は壊滅的な被害を受け、造林契約したおよそ 100 町歩のうち 8 割近くの契約が解除されてしまったのである。これによって多くの人々が、製炭従事者は転職を余儀なくされ、村独自の造林が本格化するのはその後の戦争を経たあと、県行造林や大手製紙会社による分収造林が本格化してからになる。
(大倉季久)

(5) 森林整備の現状と山林所有者の対応

A. 山林の人工化

第二次大戦中の乱伐で荒廃した山林が各地でそのまま放置され、その回復が急務とされたこと、高度成長下の木材需要の急激な増大に対応するために全国の山林に計画的な施業を普及させること、そして、エネルギー革命によって木炭生産の急激な減少に直面した山村集落がそれに代わる新たな木材生産のあり方を取り入れる必要に迫られていたこと。この 3 つが、戦後日本全国の山村への林業政策の急速な浸透を支えた主要因だった。林業政策は、造林を行う資力が不足するところには、補助という形で、潤沢な資金を継続的に補給し、山林所有者に計画的な施業の導入を喚起した。

青根でも、1950 年代を境に製炭が急速に衰退し、1953 年には 80 人程度が加入していた製炭組合だが、1960 年の段階では組合員が 30 名程度、実際の製炭従事者は 16 ～ 7 人にまで減少していく。そうしたなかで、青根村は、県行造林や大手製紙会社との分収造林契約をはじめとするさまざまな造林事業を引き入れていくことになった。今日の青根に広がっている人工林もおおむねこうした資金を活用しながら形成されていったと考えられる。

しかし、それからおよそ 50 年が経過した現在、木材価格の低迷が長期化し、さまざまな補助や奨励金に支えられて造林は継続してきたものの、こうした計画的施業によって生産された木材を売って収益を得たことがある山林所有者は依然として少ないと考えられる。今回の調査から得られたデータのなかで、最近の木材の販売については、あってもせいぜい道路拡張に引っかかったところの木を売った、という所有者がいる程度で、青根の山林所有者たちは、継続的に造林を行い、木材を販売した収益を再造林の費用に充てながら伐採の周期を形成していく、という意味での

山林経営を断念せざるをえなくなっているようである。では、山林所有者たちはこうした状況をどのように考え、どのように対応しようとしているのだろうか。

B. 森林整備の現状と山林所有者の対応

今回の調査では、「管理の現状」や「これからの管理の意向」について尋ねている。

まず、管理の現状については、手入れが行き届いていると回答した世帯が 86 戸中 36 戸、手入れができていないところがあると回答した世帯が 12 戸、手入れがまったくできていないと回答した世帯が 27 戸となっており、管理放棄が着実に進行している状況を読み取ることができる。こうした山林管理の放棄は、とくに所有面積が 3 ヘクタール以上、10 ヘクタール未満までの層に多く見られ、所有者の数としては半数程度であっても、私有林の総面積に占める割合としてはかなりの面積がすでに管理放棄されてしまっていると考えてよいと思われる。

では、青根の山林所有者たちは、今後の山林管理をどのように考えているのだろうか。これからの管理の担い手について、面積別に見ると、やはりどの層でも、家族を挙げる所有者が圧倒的に多くなっている。なかには、「うちは代々長男が山を相続して、維持管理してきたから、今後も変わらない」という強い意志をはっきりと表明している所有者もいた。興味深いのは、こうした家族での管理を行っていきと答えた層が、他の層と比較して管理放棄が進んでいると思われる 3 ヘクタールから 10 ヘクタールの層で比較的に多くなっている点である(表 3)。

そして、「家族」の次に多く見られた回答が、「県への委託」で、12 戸からそのような回答があった。今回寄せられた回答のなかには、補助金を活用しながら家族で管理していくという回答もかなり見られたが、カテゴリとしては、とくに指定がない限り先ほどの家族で管理を行っていく、というところを含めたため、ここには含まれていない。したがって、それと県への委託と合わせると、かなりの山林所有者が、県からの何らかの支援を求めていると考えてよいと思われる。この点は、今後の山林管理を森林組合に委ねていると考えている所有者が非常に少なくなっていることと合わせて、青根の山林所有者の特徴である。

このように、「県への委託」を希望する世帯が多くなる傾向は、これまで個人有林だけでなく、財産区有林や部落有林が県からの助成を積極的に活用しながら造林を行ってきたことを一定程度反映しているものと考えられ、このような

表 3. これからの管理の担い手に関する意向

	～0.3ha未満	～1.0ha未満	～3.0ha未満	～10ha未満	10ha以上	不明、無回答	計
家族	6	4	11	11	5	5	42
国	0	0	0	0	0	0	0
県	2	0	4	3	2	1	12
森林組合	0	1	2	0	0	0	3
民間業者	0	1	0	1	0	0	2
開発業者	0	0	0	0	0	1	1
自然保護団体	0	0	0	0	0	1	1
山は要らない	0	0	0	0	0	1	1
不明、無回答	6	1	3	5	3	10	28

備考

- 1)「補助金を利用して」、という回答、とくに指定がない限り「家族」に含めた。
- 2)「放置」「放棄」は、「家族」に含めた。
- 3)複数回答者の回答については、複数のままカウントしている。

傾向は、青根における山林管理を支える山林所有者たち、財産区や部落有林の権利者たちの山林に対する思考様式や価値基準を一定程度反映しているものと言えるのではないだろうか。

1960年、青根で造林が盛んに行われていた時期に行われた調査をもとに書かれた『林業金融調査報告書』は、青根の山林管理が、製炭が急速に下火になりつつあったこの時期においても、なお「林業的に有利な経営ということへの志向は見えず、掠奪的なものであり、町会計への補充充当という形をとる地元青根地区の諸施設の拡充諸事業の助成を目的とする」（林業金融調査会編、1960）性格が強いと指摘している。山林の管理が十分に行き届かなくなっている今日、多くの所有者が県による管理の拡充を望んでいる状況からも、「林業的に有利な傾向ということへの志向」を見出すことは難しい。今後の青根の山林管理の支援は、当然のことながら、こうした山林をめぐる青根地区の人々の思考様式や価値基準をふまえて進められなければならない。

また、津久井町は2006年3月に相模原市に編入合併した。合併によって、従来のような地区中心の運営が困難になることが予想される中、地区としての対応がどのように変わってくるのか、引き続き考察が必要だと思われる。

C. 担い手の確保をめぐる困難

とりわけ、山林管理をめぐる課題は、村の現状と今後という問題と密接にかかわっている。

山村地域では全国的に過疎化が進行し、多くの山村集落は集落消滅の危機に直面している。かつて集落消滅のピークだった1960年代は、高度経済成長による集団移転が消滅の最大の原因だった。しかし今その原因は高齢化である。旧国土庁が過疎地域48,689集落（1,230市町村）に対して実施した「過疎地域等における集落再編成の新たなあり方に関する調査」によれば、99年からの10年間で419、その後は1690の集落が消滅すると試算している。近ごろは、このような消滅の危機に瀕している集落のなかでもとくに「65歳以上の高齢者が集落人口の50%を超え、独居老人世帯が増加し、このため集落の共同活動の機能が低下し、社会的共同生活の維持が困難な状態にある集落」のことを、「限界集落」と呼んでいる（大野、2005）。ここでいう、社会的共同生活には、冠婚葬祭をはじめ、田役や道役、そして当然のことながら共有林の維持管理も含まれる。

限界集落というほどではないが、この担い手確保をめぐる困難は、青根でもさまざまな領域で顕在化しつつあることが調査からもうかがわれた。これまで青根でも、集落単位の会合や行事への不参加に対して出不足を徴収するなどして結束を維持してきたが、近年の子ども減少、さらにはバスの運行本数の減少などにもなって、子どもが通う高校の近くに一家で転居していく例もあると聞いた。地理的には首都圏に程近い青根地区だが、実は若年層の流出が激しくなり、高齢化が進み、集落機能の低下が危ぶまれているという点では、まったく例外ではないのである。

ただ集落機能の低下が問題なのは、このように集落内部の結束が揺らぐことよりもむしろ、集落が外部との連携基盤を失っていくことにこそあると考える。青根もそうだったように、かつての山村は、炭焼きを始め、木工や養蚕など、都市にとって存在意義が失われることがなかった。山村社会は、

商品の売買を介して都市とのネットワークを形成してきたのである。しかし高度経済成長を経て、そうした商品売買のネットワークからの山村社会の切り離しは着実に進んだ。多額の費用を投じて造林し、木が育ったとき、それを安定的に売買するためのネットワークが山村社会には用意されていなかったのだ。それゆえ、このように集落内部の結束が揺らぐと、管理の大部分を県をはじめとする補助を引き入れる外注に依存せざるをえないような状況が生まれやすい。

山林管理の担い手の消滅の前に集落機能の喪失が生じているとすれば、今後の山林管理をめぐる政策措置は、集落活動を担う山村住民を経済活動の担い手として巻き込みながら、木材の売買のネットワークにあくまで確実に埋め込んでいくための戦略と具体的な方策の検討が不可欠となるのではないだろうか。

（大倉季久）

(6) 提言

以上が、私たちの調査から示された青根地区の山林を中心とする社会・経済・生活問題の現状である。以下では、これらの現状からいかなる課題とそれに対する施策の方向が示唆されるのか、要点のみ述べてみたい。

A. 環境管理責任者としての山林所有者の政策過程への組み込み

青根の地域再生が環境再生なくしては実現し得ないことは明らかである。そのために、自然再生と山の生業再生を相互補完的に実現できるような斬新な山林の管理施策が今ほど必要とされている時はないと言えよう。これまでと同様県をはじめとする行政主導の取り組みも必要だが、自然保護団体や森林再生に取り組む市民団体（NGO）とのパートナーシップもますます重要視されるべきであろう。だが、青根の山林のほとんどは財産区や個人に、いずれにしても地域住民にその管理の責任が帰属している。したがって、地域住民を、とりわけ個人としての山林所有者を新たな管理施策に実質的に組み込まないことには、いかなる施策も実効性のともなうものにはならないであろう。山林所有者は、いかに零細であろうと、青根の山林のいわば環境管理責任者なのである。（個人の山林所有者のほとんどは財産区有林や部落有林の権利者でもあるから、彼らに働きかければ個人所有の山林だけでなく財産区などに対する施策も行いやすくなるであろう。）

すでに見たように、山林所有者の半数近くは、実態はどうあれ管理ができていると答えている。境界も認識している。将来的にも、他に委ねるのではなく、家族の意志で何とか保持したいと考えている。だが、木材の販売経験はなく、これと言った具体的な計画や展望もない。それが青根地区の山林所有者の平均像だとすれば、このような層にこそ具体的な計画や展望を示せるような山林の斬新な再生施策の立案過程に参加してもらい、行政や市民団体と議論を交える場を設けるべきではないだろうか。

B. 林業経営者から山の生業実践者あるいは山林環境管理者へ

青根地区の山林所有者には、もともと林業経営の経験が豊富ではない。むしろ炭焼きや狩猟の経験の方がはるかに豊富である。それらは多くの人的資源によって培われてきた資産にほかならないが、このまま放置しておけば、歴史

のかなたに消え去るのみであろう。周知のように、炭焼きはすでに多くの地域で見直されている。あるいは、環境時代の新たな炭焼きとも言うべき木質バイオマスによる再生可能エネルギーも新たに注目されている。青根地区には、これに熱い眼差しを向けている人材もある。シカをはじめとする獣害に対しては、ハンティングの規制緩和も考えてよいかもしれない。ハンティングの経験を培ってきた人材も、早く手を打たなければ失ってしまうだろう。

もちろん、数は少なくとも、林業経営者として地域再生に貢献できる人材も発掘すべきであろうし、それが可能かもしれない。青根の山林所有者、そして財産区や部落有林の権利者に「林業的に有利な経営」への志向が見られないからといって、木材の売買を停止せよ、というのは現実的な提言とは言えない。少なくとも安定した収益が得られる方策でなければ、森林政策も容易には受け入れられることはないだろうし、放棄林の拡大も止まらないと思われる。

ただし過剰な設備投資を行って、加速度的に伐採が進んでは意味がないので、ただ所有者を木材売買のネットワークに参画させればよいというものではない。必要なのは、安定的な木材売買のネットワークに所有者や山林管理の担い手を着実に埋め込みながら、製材業者や施工業者や消費者との広域的なネットワークを構築していく努力であろう。

C. 外部との「橋渡し」を積極的に支援する担い手の確保

ただ、現状では所有者、あるいは山林管理の担い手の高齢化は着実に進行しており、しかも、山林の管理を本業としている山林所有者は、青根ではおそらく皆無に近い。したがって管理の担い手、木材の売買ともに従来の担い手だけでは現状に対処していくのは難しいと考えられる。とくに今日の木材の売買は、兼業で、あるいは定期的に会合を開いて決定した方針に沿って物事を進めれば状況が好転するほど容易な状況ではない。より若い世代の中から、山仕事や山林経営を担う人材を発掘し、育成していくことも急務である。

まず管理の担い手という面では、地域の林業会社や製材業者とも連携した取り組みによって、そうした人材を育成していく取り組みが不可欠となる。またボランティアやNPOを管理に導入するに当たっても、こうした業者が受け入れにおいて重要な役割を果たすことになると思う。

そして売買という面では、常に地区全体の利益という観点から、変動の激しいマーケットの動きを読み、収益を還元していく仕組みへとつなげていくことが必要だと考える。そしてそうした試みとして各地の山村で広がりつつあるのが、例えば「木材コーディネーター」を活用した地域材利用の取

り組みである。「木材コーディネーター」は木材流通に入り込んで、山林所有者と消費者を結びつけ、また乾燥や製材のプロセスを管理する、いわば山村と都市との橋渡しをし、ネットワーク構築を支援する存在である。「木材コーディネーター」が山林所有者と契約を結び、伐採した木で家を建てる人に直接販売するという方法である。中間流通のコストを抑え、売る方も買う側もそのメリットを得られるというわけだ。

ただ、これらはいずれも政策的には一筋縄でゆかない困難な課題であり、慎重に議論すべき課題にはちがいない。その際、青根地区の山林所有者の施策への組み込みと、木材売買のネットワークの整備、両方の取り組みを切り離すのではなく、あくまで同時並行的に進めていく政策プロセスを創出していくことが重要となるはずである。

D. 「青根林家フォーラム」(仮称)の提唱

そこで具体的に提案したいのは、青根地区の山林所有者による情報交流と意見交換の広場を設けることである。もちろん、行政や市民団体もそこに参加し、山林を所有していない住民にも自由に参加を認め、そうすることによって、そこでの議論を「公論」とすべきではある。だが、山林所有者に常に議論の中心になってもらいたい。

私たちの調査から断片的に浮かび上がった山林所有者の山林とのかかわり方の実態と意向を、そのようなフォーラムによってより明確にし、そのなかから地域再生に資する山林の斬新な活用や管理の実現可能性を絞り込むことができれば、真に実効性のある施策が見えてくるのではないだろうか。

文 献

- 池田寛二・大倉季久編, 2006. 首都圏山村社会の現状と課題(1)―神奈川県津久井町青根地区住民意識調査報告書. 267pp. 法政大学社会学部社会調査実習室, 東京.
- 泉 桂子, 2004. 近代水源林の誕生とその軌跡: 森林と都市の環境史. 278pp. 東京大学出版会, 東京.
- 木村 礎編, 1958. 封建村落: その成立から解体へ. 477pp. 文雅堂書店, 東京.
- 大野 晃, 2005. 山村環境社会学序説: 現代山村の限界集落化と流域共同管理. 298pp. 農山漁村文化協会, 東京.
- 林業金融調査会(田村善次郎)編, 1960. 林業金融基礎調査報告(68)―薪炭編第8号―: 神奈川県津久井郡津久井町青根. 134pp. 林業金融調査会, 東京.